

# 法43条許可申請

手続きの流れ：事前協議 → 申請者(事前協議資料) → 岩国市 → 申請者  
申請 → 申請者(申請書) → 市 → 消防同意 → (建築審査会同意) → 許可 → 申請者

<岩国市取扱版>

## ①提出書類

図書の種類	明示すべき事項	サイズ	部数
許可申請書	建築基準法施行規則第43号様式	A4又はA4折り	本申請3部(正本1部、副本2部)、事前協議1部
委任状	(許可申請手続きについての代理業務を委託している場合に必要です)		
付近見取図	方位、道路・目標となる地物及び申請敷地の位置、色塗り(②参照)		
配置図	縮尺、方位、敷地境界線(隣地境界線、通路境界線等)、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、建築物の各部分の高さ、土地の高低、擁壁の有無その他安全上適切な措置、井戸及び合併処理浄化槽の位置、雨水及び汚水の排水処理(放流先)、通路後退がある場合は通路後退線及び後退部分に建築物・門・塀等を建築しないことの記載		
	敷地の接する通路の位置、幅員及び通路についての記述【(例)私道(5人の共有、公衆用道路・宅地)、市所有地、地籍上の道、農道】 敷地から建築基準法上の道路までの距離及び道路の種別、幅員、接続状況		
敷地の断面図	縮尺、土地の高低差、境界又は通路後退の位置、境界との距離、擁壁の有無その他安全上適切な措置、通路(道)と敷地の接する状況、通路斜線制限検討図、建築物の位置及び高さ(配置図と併せて作成することができる)		
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部の位置 屋根の構造等及び延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造等 ※軒裏構造は幅員1.8m未満の場合(立面図も同様)		
立面図	縮尺、開口部の位置 屋根の構造等及び延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造等		
写真	写真撮影方向位置の明示 敷地位置に赤色ラインの記入、通路位置に緑色ラインの記入(通路位置が明確でない場合に限る) ～写真のとり方～ ・道路と通路、通路と敷地の関係並びに幅員記入等により通路状況が明確に判別できること ※通路の各境界点(構造物、コンクリート境界杭等、最小幅員部の寸法)が確認できるように整理のこと 通路境界が不明瞭な部分は、見切縁、コンクリート境界杭等の措置を求めることがある ・通路の後退線付近の敷地の状況が判別できること(特に、門塀、擁壁等) ・土地に高低がある場合は、当該状況が明確に判別できること ・建替で既存建物がある場合は、出来るだけ建物の全景等が入ったもの		
理由書	許可を受けようとする理由(具体的な文書として整理してください) ・敷地が建築基準法に規定する道路に接道していないため、許可を申請するものである旨 ・通路について、道路位置指定をできない(しない)理由 ・建築基準法に規定する道路に接する土地を他に所有していない等の事項 (所有している場合は、そこに建築できないやむを得ない理由) ・通路等の所有者及び管理者から通路使用に関する事項(赤線は除く) ・申請者が考える交通上、安全上、防火上、衛生上支障がない旨の根拠 ・安全上において土砂災害警戒区域等の場合は、その対策等に関する事項		
その他	敷地求積図	求積に必要な各部分の寸法及び算式	※副本は正本のコピーで可。
	床面積求積図		
	地籍図	通路の地目、色塗り(②参照)	
	登記簿謄本	通路の登記簿謄本	
	同意書	新築の場合(建替除く)、通路等の所有者及び管理者から通路使用の同意	
	協議書	公的機関の所有又は管理する公園、広場、通路等を許可対象とする場合、公的機関との協議内容(赤線は除く)	
	誓約書	通路後退がある場合は後退の旨を誓約、既存が突出している場合は改修時等に後退線内に収める旨を誓約 ・通路中心線から水平距離2m後退線を敷地境界線とすること ・後退部分は建築物・門・塀等の建築・築造・植樹をしないこと	
建築審査会用資料	付近見取図 配置図 各階平面図 立面図 敷地の断面図 写真 地籍図	申請書と同じ内容 なお、左記図書は全てA3用紙限定 ※会長専決基準に適合する場合の建築審査会用資料は不要です	A3未折り 7部

※上記以外に、その他市長が必要と認める書類が必要となる場合があります。(岩国市建築基準法施行細則第29条)

※事前協議用提出書類は、[ ] ですが、案件により別途資料を求める場合があります。

## ②図書の色塗り

図書の種類	色塗りの対象	色	備考
付近見取図 地籍図	法42条の規定による道路	茶	塗りつぶし
	通路	緑	塗りつぶし
	敷地(通路後退部分を含む)	赤	縁取り

## ③許可申請手数料

許可申請手数料

33,000円

※納付書による納付となります。